

令和4年度 第2回
豊田市国民健康保険運営協議会 次第

令和4年11月24日（木）午後2時から

豊田市役所 南52会議室

1 会長あいさつ

2 議事

【協議事項】

令和5年度豊田市国民健康保険税率等について

【報告事項】

新型コロナウイルス感染症に係る減免及び傷病手当金の状況

3 その他

●次回予定 令和4年12月15日（木）午後2時から（南52会議室）

※新型コロナウイルス感染症等の状況によって変更する可能性があります。

【協議事項】 令和5年度豊田市国民健康保険税率等について

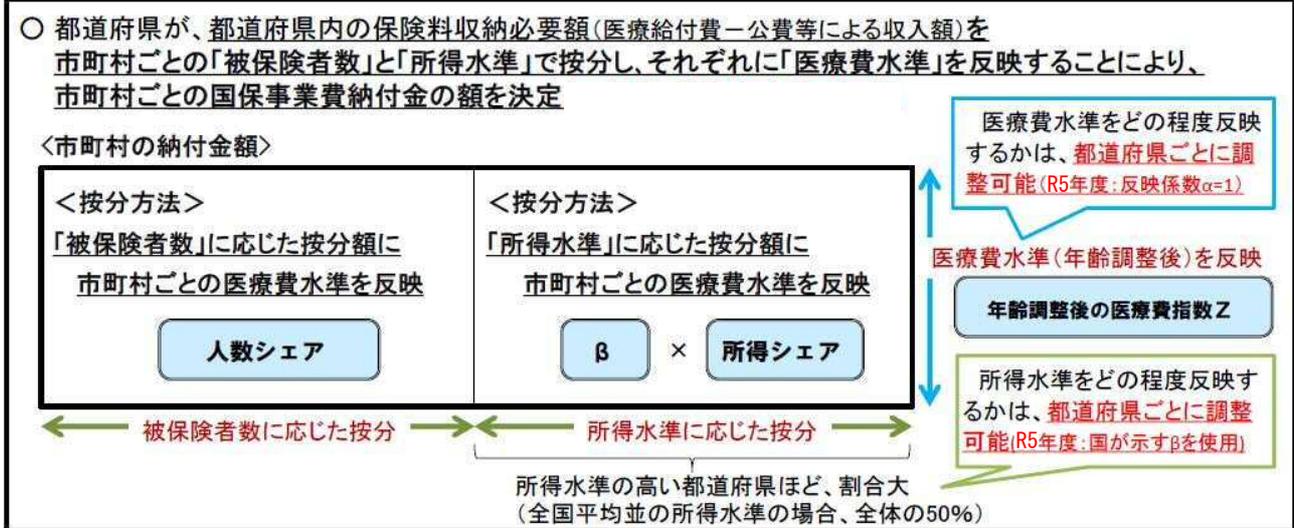
1 県が提示する国保事業費納付金（県納付金）の算定の考え方

(1) 県納付金の概要

国保事業の運営が平成30年度から都道府県単位化されたことに伴い、市町村から集める県納付金や国などからの公費をもとに、県が国保財政を運営するしくみに変わった。

このため市町村は、県納付金を納めるために必要な国民健康保険税率（保険税率）を決めて賦課・徴収することとなり、県納付金は保険税率を決める重要な要素となっている。

【参考】 県納付金の市町村への配分方法（医療分の場合）



(2) 令和5年度県納付金の算定方法

※下線部は令和4年度からの変更点。算定方法は県が市町村と協議し決定された。

- ① **被保険者数の推計方法**：コーホート要因法（前年における1歳下の人口に「生残率」及び「将来純移動率」を乗じて推計）を基本とし、必要に応じて個別調整を実施
- ② **一人当たりの保険給付費（医療費）の推計方法**：国が示す推計方法のうち「過去2年間（実績値）の伸び率による推計方法」をもとに必要な補正を実施
- ③ **医療費水準の反映**：市町村ごとの医療費水準（年齢調整後）を反映（ $\alpha = 1$ ）
- ④ **応能（所得）割の配分**：国が示す所得係数（ β ）を使用
- ⑤ **県の激変緩和措置**：令和5年度までの時限措置。（豊田市は令和3年度から対象外）
- ⑥ **県決算剰余金の活用**：県納付金の急激な上昇抑制のため、原則3年間で活用。ただし、令和4年度の県全体の保険給付費等が大幅に増加し財源不足が見込まれることから、累積額（約15億円）は全てその財源不足の補てんに活用される予定のため、県納付金の減算には活用できない。

⑦ 令和4年度中にさらなる財源不足が生じた場合、国民健康保険財政安定化基金（県の基金）の取崩に対応する。取崩分は令和6年度以降の県納付金に加算され、原則3年間で再積立する。

2 令和5年度県納付金の仮算定結果

(1) 豊田市に割り当てられた県納付金額

※伸び率は、平成28年度と比較した単年度増加率。

	H28	R4 仮算定結果		R4 本算定結果		R5 仮算定結果	
		R4	対H28 伸び率	R4	対H28 伸び率	R5	対H28 伸び率
総額 (億円)	109.8	109.3	—	106.0	—	108.7	—
1人当たり (円)	126,270	154,450	103.45%	149,759	102.92%	161,221	103.55%
被保険者数 (人)	86,544	70,768	81.77%	70,768	81.77%	67,404	77.88%

(2) 仮算定時の不足額

(単位：億円)

豊田市納付金	-	県納付金の財源となる収入 (保険税・交付金等)	=	不足額
108.7		95.7		13.0

3 令和元年度から令和3年度の答申内容（要約）

令和元年度

- ・都道府県単位化の影響による不足分があることから保険税率を引き上げていく必要性を確認したが、県の激変緩和措置が終了する令和5年度までの4年間で保険税率を引き上げると単年の引上げ幅が大きくなるため、その2倍の8年間程度をかけて緩やかに引き上げる。
- ・令和2年度保険税率においては、自然増分と不足分の8分の1の額を保険税で賄うために医療分の所得割を改定し、一人当たり2,400円(2.4%)程度を引き上げる。
- ・不足分を解消するまでの間、保険税率の引上げと並行して市独自の激変緩和措置を講じるために、豊田市国民健康保険財政調整基金(基金)を活用する。
- ・基金残高が不足する場合は、一般会計からの法定外繰入により基金積立を行うが、本市の財政状況等を踏まえ、また過大な投入とならないよう、妥当な基金規模を慎重に検討していく必要がある。

令和2年度・令和3年度

- ・令和元年度の答申を踏まえ、自然増分と不足分の7分の1の額を保険税で賄うために、令和元年度答申と同水準(医療分の所得割を改定し、一人当たり2,400円(2.4%)程度)を引き上げる。 ※令和3年度は3,700円、3.7%

4 令和5年度保険税率を検討する上での論点

令和5年度保険税率を検討する上での論点として、以下の事項が想定されるが、検討の前提として令和元年度から令和3年度の答申内容を踏まえる必要がある。

(1) 現行の保険税水準と本来集めるべき保険税水準との差

これまでの県納付金の推移及び標準保険料率との乖離から、今後も保険税率の大幅な引上げを検討せざるを得ない状況が続くことが想定される。令和元年度から令和3年度の答申内容を踏まえ、急激な引上げとならないよう配慮するために、引き続き段階的に県内統一を見据えた保険税水準に近づけていくことが必要である。

また、令和3年度及び令和4年度の医療費が大きく増加しており、令和4年度についても県の予算において財源不足が見込まれるため、令和5年度県納付金は仮算定時点で県内のすべての市町村において大幅に増額する結果となった。

これらのことから、現行の保険税水準と県内統一を見据えた保険税水準との差が開いたことを鑑み、県内統一を見据えた保険税水準に近づけるための引上げ幅の検討が必要となった。

(2) 保険税率の検討に必要な要素

ア 県納付金（仮算定結果） ※県決算剰余金の活用規模、県全体の医療費に留意

イ その他の要素

- ・所得の増減 ・被保険者数の増減 ・世帯数の増減
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響 ・財政安定化支援事業の算定割合の見直し
- ・後期高齢者支援金及び介護納付金の自然増等
- ・前期高齢者交付金等の都道府県単位での精算
- ・国民健康保険財政安定化基金（県の基金）取崩分の再積立

令和5年度：後期高齢者の窓口負担割合の変更が通年で影響
出産育児一時金の引上げ（予定）

令和6年度：診療報酬の改定
被用者保険の適用拡大（10月から）

時期未定：保険税水準の県内統一等

(3) 一般会計からの法定外繰入の考え方

令和3年度以降、本市の一般会計の歳入構造は「法人市民税国税化等の影響」や「地方交付税合併特例の終了」による大きな転換期を迎え、一般会計からの法定外繰入は一層削減に向けた努力を求められる状況となった。

また、国民健康保険特別会計においても、国のガイドラインで赤字補てんとみなされる一般会計からの法定外繰入については、計画的に削減・解消を目指すこととされており、保険者努力支援制度では赤字補てんとみなされる法定外繰入はマイナス評価を受ける。

このことを受けて、本市では赤字補てんとみなされる法定外繰入（●印）は解消し、赤字補てんとみなされない法定外繰入（保健事業・福祉医療波及分・保険税減免分）は引き続き繰り入れている。しかしながら、解消には保険税率の引上げ及び基金の活用が前提となるため、令和2年度以降、必要に応じて基金積立のための法定外繰入（赤字補てんとみなされない）を実施することとした。

【参考】法定外繰入の推移

(単位：千円)

区分	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 予算
保健事業繰入金	238,778	216,143	232,265	251,027
その他繰入金	173,614	1,094,893	1,304,697	184,540
福祉医療波及分	157,533	149,805	154,755	163,540
保険税減免分	16,081	19,593	18,695	21,000
基金積立分 ※R2 以降		925,495	1,131,247	0
● 赤字補てん分	0	0	0	0

(4) 豊田市国民健康保険事業財政調整基金の活用

都道府県単位化により、基金の活用は、保険税の急激な上昇の緩和、県納付金の差額調整、県納付金の年度間変動による負担上昇の際の保険税の平準化、災害等想定外の事象による予算の見込み違いへの対応などを想定している。

これらのリスクへの対応として県の基金から貸付を受けることもできるが、貸付を受けた場合、翌年度以降に返還する必要があるため、令和2年度以降は一般会計からの繰入金を基金積立することで、リスクに対応できるだけの残高を確保することとした。

【参考】基金残高の推移

(単位：億円)

	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末	R3 末	R4 末(見込み)
(取崩)	7.0	5.7	6.5	10.7	17.7	14.0
(積立)	10.8	7.4	0	9.3	12.2	(3月補正予定)
残高	25.8	27.5	21.1	19.7	14.2	0.2+α

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた対応

- ①収入が一定割合以上減少した人や低所得者には税減免や納税猶予、軽減制度を適用
- ②令和4年中の所得減少は、令和5年度保険税の課税計算に反映

5 令和5年度保険税率の改定案

(1) 保険税率の改定案と考え方

【再掲】 仮算定時の不足額

豊田市納付金	-	県納付金の財源となる収入 (保険税・交付金等)	=	(単位：億円) 不足額
108.7		95.7		13.0

前提(案)

- ・ 保険税率を改定する場合、急激な引上げとならないような配慮と、社会経済情勢に留意する。
- ・ 令和元年度から令和3年度の答申内容をもとに、令和5年度県納付金の仮算定結果を踏まえ、5年間程度をかけて本来集めるべき保険税水準に近づけていく。
- ・ 変動要因が多く、毎年度不足額が変動することが想定されるため、令和6年度以降も当分の間は保険税率の見直しを行う。

	【参考】 不足額 13.0 億円を全て税で賄う	【改定案】 不足額 13.0 億円の 1/5 を税で賄う	
目標時期	令和5年度	令和9年度	
考え方のポイント	<p>基金取崩などによる補てんがなくても早期に本来集めるべき保険税水準に到達するが、税率の引き上げ幅が非常に大きく、被保険者の負担が重くなる。</p>	<p>① 中長期の財政運営への備え 現在議論が進められている保険税水準の県内統一などの要因により見込まれる財政負担の増加に備え、現時点で見込まれる不足額のうち、都道府県単位化の影響分を概ね令和9年度までに解消することを想定している。</p> <p>② 被保険者の負担増への対応 社会経済情勢の影響により、被保険者の家計の負担増が懸念されるが、中長期的な負担の平準化を図るため、必要な保険税率の引上げを実施する。 引上げでは、低所得者に配慮するとともに、特定の層に負担が集中しないよう留意し、納税が困難な場合、間取りにより税減免や納税猶予、軽減制度など必要な措置につなげる。</p> <p>③ 県の決算剰余金の皆減 令和5年度県納付金の仮算定においては、累積額がないため納付金の減算に活用できない。令和6年度以降も多額の投入は期待できないため、現時点の不足額はできるだけ解消しておく必要がある。</p> <p>④ その他、県における交付金等の精算の影響 県の決算剰余金が生じても、県が国に返還すべき交付金等の財源を優先して確保しておく必要があるため、返還規模の変動に留意が必要である。</p>	
保険税で賄う額 (一人当たり) 10期の各期別	令和5年度 +1,890円	令和5年度 +370円	令和6年度～(自然増などに変動がない場合) +370円
保険税で賄う額 (一人当たり) 年額	+18,900円	+3,700円	+3,700円
令和5年度の国保特別会計において、以下の中で不足額 13.0 億円を確保する必要がある。			
保険税で賄う額 (総額)	13.0 億円	2.6 億円	
基金取崩など 保険税以外で賄う額 (総額)	なし	10.4 億円	

本市独自の激変緩和措置

(2) 現行・改定案・標準保険料率の比較

保険税率	現行（令和4年度）の保険税率			【改定案】不足額 13.0 億円の 1/5 を税で賄う			市町村標準保険料率 （令和5年度・仮算定時）					
		応能	応益			応能	応益			応能	応益	
		所得割	均等割	平等割		所得割	均等割	平等割		所得割	均等割	平等割
<p>※本来目指すべき標準保険料率との乖離が大きい後期高齢者支援金分の所得割及び均等割、介護納付金分（40～64歳のみ）に課税）の所得割で調整する場合の試算。</p> <p>※保険税率を引き上げる場合は、県が提示する応能・応益割合に近づけることを基本とする。</p>	医療分	5.85%	26,100 円	22,000 円	医療分	5.85%	26,100 円	22,000 円	医療分	6.74% (+0.89%)	29,182 円 (+3,082 円)	18,876 円 (△3,124 円)
	後期分	1.80%	6,800 円	6,500 円	後期分	1.90% (+0.10%)	9,000 円 (+2,200 円)	6,500 円	後期分	2.86% (+1.06%)	12,032 円 (+5,232 円)	7,782 円 (+1,282 円)
	介護分	1.55%	9,400 円	5,800 円	介護分	1.84% (+0.29%)	9,400 円	5,800 円	介護分	2.49% (+0.94%)	12,930 円 (+3,530 円)	6,394 円 (+594 円)
	合計	9.20%	42,300 円	34,300 円	合計	9.59% (+0.39%)	44,500 円 (+2,200 円)	34,300 円	合計	12.09% (+2.89%)	54,144 円 (+11,844 円)	33,052 円 (△1,248 円)

(3) モデル世帯における一年間の税額シミュレーション

	現行（令和4年度）の保険税率	改定案	現行との差	標準保険料率	現行との差
モデル世帯① ・43才単身世帯 ・世帯主の給与収入が55万円以下 （給与所得0円）	22,800 円	23,500 円 低所得者軽減：7割	(+700 円)	26,000 円 低所得者軽減：7割	(+3,200 円)
モデル世帯② ・67才夫婦の2人世帯 ・世帯主の年金収入が250万円 （年金所得140万円）	149,600 円	154,100 円 低所得者軽減：2割	(+4,500 円)	180,300 円 低所得者軽減：2割	(+30,700 円)
モデル世帯③ ・40代夫婦と小学生2人の4人世帯 ・世帯主の給与収入が228万円 （給与所得152万円）	192,400 円	201,100 円 低所得者軽減：5割	(+8,700 円)	243,500 円 低所得者軽減：5割	(+51,100 円)
モデル世帯④ ・40代夫婦と小学生2人の4人世帯 ・世帯主の給与収入が567.5万円 （給与所得410万円）	522,100 円	545,300 円 低所得者軽減：なし	(+23,200 円)	667,300 円 低所得者軽減：なし	(+145,200 円)

※1 市町村標準保険料率：各市町村の収納率の違いなどを加味した保険料（税）率。

※2 子どもが未就学児の場合は、未就学児に係る均等割が5割軽減されるため、上の表の金額より低くなる。

6 令和5年度県納付金本算定後の考え方（案）

県納付金の本算定結果において、基金で対応できる範囲を超える増額が生じた場合は、再協議を行う。

7 保険税率の見直しサイクル（案）

令和元年度の答申を踏まえて令和2年度及び令和3年度の税率等を決定してきたが、毎年度提示される県納付金に加え、県納付金の財源の不足額が保険税率等の検討を行うための重要な要素となることから、当分の間は、保険税率の県内統一の動向を注視しながら、保険税率等の見直しを検討する必要がある。

また、令和5年度には現方針で市独自の激変緩和措置を講じてきた4年間の検証を行い、今後4年間の方針を検討する。

8 税率改定以外の取組

（1）国民健康保険特別会計の健全化に向けた経営努力

国民健康保険特別会計の健全化に向けて、財源の確保を税率改定と一般会計からの繰入れの手法のみではなく、歳入確保や医療費適正化、保健事業による健康づくりの取組を積極的に実施する必要がある。

ア 歳入確保の取組

- ・ 保険税の滞納削減に向けた取組 ★ P 12・13 に関連資料あり
- ・ 保険者努力支援制度等、国・県交付金の確保

イ 医療費適正化及び保健事業による健康づくりの取組

- ・ 医療費適正化事業
〔 レセプト点検、医療費通知、後発医薬品啓発、柔道整復適正受診
頻回・重複服薬者対策、第三者求償等 〕
- ・ 特定健診・特定保健指導実施事業
- ・ 生活習慣病予防などの保健事業
- ・ 重症化予防事業
- ・ その他、市が実施する保健事業

（2）国・県への要望

国民健康保険制度の持続的・安定的な運営のため、被保険者の急速な高齢化や職業構成の時代的变化などにより生じた構造的課題の解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化を行うことなどを引き続き求めていく。

9 今後のスケジュール

時期		主体	内容	運営協議会	当初予算 編成
R4	11/18	県→市	県納付金仮算定額・標準保険料率の提示 (国からの仮係数をもとに算定)	第2回 11/24	反映可
	12月 下旬	国→県	国から確定係数の提示	第3回 12/15 予定 (答申後日)	反映可
R5	1月 中旬	県→市	県納付金本算定額・標準保険料率の提示 (国からの確定係数をもとに算定)	必要に応じ て開催	—

10 参考資料

(1) 名古屋市及び県内同規模市、西三河ブロック市の令和4年度の保険税率

市町村名	医療分			後期支援分			介護分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
豊田市	5.85	26,100	22,000	1.80	6,800	6,500	1.55	9,400	5,800
名古屋市	7.41	42,084	0	2.35	13,278	0	2.58	17,009	0
豊橋市	6.60	19,500	25,500	2.46	6,900	9,300	2.49	8,700	8,300
岡崎市	5.88	24,190	25,980	2.29	9,090	9,760	2.41	10,960	8,410
一宮市	6.70	28,800	24,000	2.30	9,600	6,000	1.90	10,800	6,000
春日井市	5.90	24,500	22,000	2.00	9,900	9,000	1.50	9,700	6,000
碧南市	5.70	24,600	17,600	1.90	9,500	6,600	1.50	9,300	4,800
刈谷市	5.30	26,000	20,000	1.70	4,000	4,000	1.80	10,800	3,600
安城市	4.88	20,800	13,700	2.35	9,700	6,400	2.38	12,100	6,000
西尾市	5.95	25,300	17,000	2.42	10,400	6,100	2.35	11,800	6,500
知立市	5.20	22,200	15,800	2.36	10,000	7,100	2.28	11,700	5,800
高浜市	5.73	29,300	23,800	1.93	9,900	7,800	1.85	12,400	7,000
みよし市	6.14	25,500	20,000	1.71	8,700	5,100	1.61	9,700	5,000
県市平均	5.94	24,592	20,974	2.12	8,555	6,735	1.92	10,213	6,253

(愛知県国民健康保険団体連合会調)

※県市平均は2方式・4方式を除く33市で独自に算出。

(2) 令和5年度国保事業費納付金（仮算定時）について

ア 豊田市の状況

(下段は県内 54 市町村中の順位等)

	年齢調整後 医療費指数	一人当たり 所得金額 (円)	H28 決算 一人当たり 納付金相当 (円)	一人当たり 納付金額 (円)	対 H28 比 納付金増加額 (円)
豊田市	0.88 (37 位)	834,873 (10 位)	126,270 (28 位)	161,221 (15 位)	34,951
県平均	0.91 (22 位)	742,226 (33 位)	130,562 (15 位)	157,045 (20 位)	26,483
最大	1.00 豊明市	1,123,181 飛島村	150,798 南知多町	195,047 飛島村	61,612 飛島村
最小	0.77 田原市	640,935 瀬戸市	84,212 豊根村	142,214 新城市	15,830 豊橋市

イ 名古屋市及び県内同規模市、西三河ブロック市の状況

市名	年齢調整後 医療費指数	一人当たり 所得金額 (円)	一人当たり H28 納付金相当額(円)	一人当たり 納付金額 (円)	一人当たり 対 H28 比 増減 (円)
豊田市	0.88	834,873	126,270	161,221	34,951
名古屋市	0.95	711,228	138,031	159,491	21,460
一宮市	0.94	674,197	124,224	152,206	27,982
春日井市	0.88	746,587	127,584	154,080	26,496
豊橋市	0.89	686,963	132,804	148,634	15,830
岡崎市	0.86	786,764	131,514	155,955	24,441
刈谷市	0.87	879,657	129,604	165,224	35,620
碧南市	0.89	815,390	127,527	164,745	37,218
安城市	0.81	844,512	126,779	156,318	29,539
西尾市	0.82	819,393	133,743	156,128	22,385
知立市	0.88	765,673	123,586	154,842	31,256
高浜市	0.86	753,249	132,302	154,063	21,761
みよし市	0.94	913,484	130,023	179,154	49,131

【報告事項】新型コロナウイルス感染症に係る減免及び傷病手当金の状況

1 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る減免の状況

減免申請の状況（令和4年10月末までの申請分）

		減免申請	決定件数	減免額
令和4年度申請	令和4年度	24件	23件	約416万円
	令和3年度	0件	0件	約0万円
	計	24件	23件	約416万円
令和3年度申請	令和3年度	70件	69件	約938万円
	令和2年度	2件	2件	約4万円
	計	72件	71件	約942万円

（1）減免制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①又は②の要件を満たす人は、申請により減免適用の対象。令和4年度国民健康保険税納税通知書（当初通知・6月15日発送）の発送以降受付を行っている。

【要件】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の人 ⇒**保険税の全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、以下の要件を全て満たす場合

〈世帯の主たる生計維持者について〉

- (1) 給与収入や事業収入で、収入種類ごとに見たいずれかの収入が、前年に比べて30%以上減少する見込みであること
- (2) 前年の合計所得が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年合計所得が400万円以下であること

⇒**保険税の一部減額**

※主たる生計維持者の前年所得等に応じて10分の2～全額

【対象となる保険税】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する国民健康保険税

（2）減免に要する費用に対する財政措置

減免額に対しては、令和4年度は10分の10相当額が国から財政支援される予定。

2 傷病手当金の状況

申請等の状況（令和4年10月末時点）

	申請件数	決定件数	支給金額
令和4年度	127件	127件	3,757千円
令和3年度	54件	54件	2,890千円

※10分の10相当額が国から財政支援される予定。

(1) 概要

新型コロナウイルスの感染拡大防止と生活の安定を図ることを趣旨として新型コロナウイルス感染症に感染等するなど一定の条件を満たした人に対して国保被保険者に係る傷病手当金を支給する。

(2) 対象者

次のいずれにも該当する人

- ① 給与の支払いを受けており、豊田市の国民健康保険に加入している人
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染した人、又は発熱等の症状があり感染が疑われる人

(3) 支給要件

次の条件をいずれも満たしたときに支給する。

- ① 療養のために働くことができないこと
- ② 4日以上仕事を休んでいること

※療養のため連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事を休んだ日について支給される。

(4) 支給額

$$\left(\text{直前の継続した3月間の給与収入の合計} \right) \div \left(\text{就労日数} \right) \times \left(\frac{2}{3} \right) \times \left(\text{支給対象日数} \right)$$

(5) 適用期間

令和2年1月1日～令和4年12月31日（国の財政支援に合わせて延長）の間で療養のため労務に服することができない期間。入院が継続する場合等は最長1年6か月まで。

Press Release

「第10回プラチナ大賞」最終審査発表会において 豊田市が行政イノベーション賞（優秀賞）を受賞しました

豊田市は、社会や地域の課題解決に向けた行政・企業などの取組を表彰する「第10回プラチナ大賞」に応募し、行政イノベーション賞（優秀賞）を受賞しました。

なお、優秀賞の受賞は平成26年以来2回目の受賞となります。

● 豊田市の発表概要

- ・ テーマ 「豊田市のプライド

～市債権の徴収一元化と官民連携による未収債権の削減～

- ・ 概要 豊田市は、自治体支援弁護士プロジェクトチーム、豊田市社会福祉協議会と連携し、市債権の徴収一元化による「歳入確保」と、生活困窮者の早期発見・支援による「福祉的支援」の取組を一体的に行い、財政の健全化と住民福祉の増進を図っています。

● 市長コメント

本市の取組が行政イノベーション賞という形で評価を頂き、大変うれしく思います。発表させて頂いた「市債権の徴収一元化と官民連携による未収債権の削減」が好事例として全国に展開されることを期待します。



<最終審査発表会の様子>



<表彰式の様子>

<参考>

- ・ プラチナ大賞について

「プラチナ大賞」は、イノベーションによる新産業の創出やアイデアあふれる方策などにより社会や地域の課題を解決する全国の自治体や企業などの取り組みを賞という形で称え、これからの社会のモデルとして広く社会に発信することを通じて、実現に向けたビジョンや具体的なアクションの理解・浸透を図ることを目的とし、2013年から毎年1回開催しているものです。今回は全国の自治体や企業などから44件の応募がありました。

・最終審査発表会について

とき 令和4年10月24日(月)

ところ 神田明神ホール(東京都千代田区外神田2-16-2)

内容 豊田市を含む15団体の取組発表、表彰ほか

審査委員 武内和彦(公益財団法人地球環境戦略研究機関 理事長)、
秋山弘子(東京大学名誉教授、東京大学未来ビジョン研究センター客員
教授)ほか9人

受賞団体 大賞:総務大臣賞・・・徳島県、高知県

大賞:経済産業大臣賞・・・岩手県、一関市(岩手県)

優秀賞:豊田市ほか12団体